

## もじゃこ漁業の許可又は起業の認可方針

(趣旨)

第1条 高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号。以下、「規則」という。)

第4条第1項第1号に規定する漁業(高知県の海面で操業するものに限る。以下同じ。)及びもじゃこをとることを目的とする中型まき網漁業の許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この方針は、規則第4条第1項第1号に規定するもじゃこ(全長15センチメートル以下のぶり)漁業及びもじゃこをとることを目的とする中型まき網漁業に適用する。

(漁船の制限)

第3条 使用する漁船は、漁船登録においてもじゃこ漁業が登録されているものに限る。

(起業の認可の期間)

第4条 規則第7条第2項に規定する知事が指定する期間については、認可の日から1ヶ月(起業の認可に係る許可の有効期間が3ヶ月以内に満了する場合はその満了する日まで)とする。

(許可の有効期間)

第5条 規則第15条に規定する許可の有効期間は2月1日から6月30日までとする。

2 第1項の規定にかかわらず、この漁業の許可を受けた者の地位を承継した場合の許可の有効期間は、当該許可の残存期間とする。

(制限措置の公示)

第6条 高知県知事は、規則第11条1項の規定により、許可等をしようとするときは、下記に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間を公示する。

- 1 漁業種類
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- 3 推進機関の馬力数
- 4 操業区域
- 5 漁業時期
- 6 漁業を営む者の資格

(制限措置及び条件)

第7条 もじゃこ漁業及びもじゃこをとることを目的とする中型まき網漁業制限措置等については以下のとおりとする。なお、漁業法(昭和24年法律第267号)第47条に基づく変更の許可については、次に掲げる範囲内でなければ許可しないものとする。

(1) 漁業種類

- ア もじゃこ中型まき網漁業
- イ もじゃこ機船船びき網漁業又はもじゃこ小型まき網漁業

(2) 許可等をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数の上限

- ア 10トン未満の漁船
- イ 平成11年度の実操業隻数を超えない範囲とする。

(3) 推進機関の馬力数

なし

(4) 操業区域

宿毛市大藤島頂上から同市沖の島町鶴来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎との中央点を見通した線以東の高知県と徳島県との海岸線における県界と高知・徳島界二子島を結ぶ直線及び高知・徳島界二子島から真方位 129 度 20 分の線に至る海域中、漁業権漁場区域を除いた区域。ただし、漁業権者の同意のある場合はこの限りでない。

(5) 漁業時期

2月1日から6月30日までの間とする。

(6) 許可等の条件

ア 運搬船を使用してはならない。

イ 採捕したもじゃこは、申請時に届け出た場所へ設置した小割に蓄養しなければならない。

ウ 採捕計画尾数を厳守するため、所属漁業協同組合を通して毎日の採捕尾数を報告しなければならない。

エ 県内の総採捕尾数が採捕計画尾数に達すると知事が認めて指定した日以降は、もじゃこを採捕してはならない。

オ その他漁業調整上知事が必要と認めて指示した場合は、これに従わなければならない。

(7) 漁業を営む者の資格

高知県内に住所を有する者

(採捕計画尾数)

第8条 採捕計画尾数は、高知県ぶり稚魚採捕対策協議会がとりまとめた自家採捕計画と出荷契約尾数の合計とする。

(種苗蓄養の制限等)

第9条 当該許可名義人は許可申請時にもじゃこ蓄養の小割数、設置場所を知事に届け出なければならない。

2 前項の小割施設には、小割標旗を付けるものとする。

(実績の報告)

第10条 許可名義人及び所属漁業協同組合は、別途定める様式及び方法により、もじゃこの採捕及び出荷に関する報告を、高知県ぶり稚魚採捕対策協議会を経由して、漁期終了後30日以内に県に提出することとする。

2 第7条の(6)のウに定める毎日の採捕尾数の報告については、許可名義人及び所属漁業協同組合は、高知県ぶり稚魚採捕対策協議会を経由して、毎日の採捕尾数を県に報告することとする。

(許可等の申請)

第 11 条 新規の許可、更新許可、変更許可、許可証書換交付及び許可証再交付の申請、相続又は合併の届け出に必要な書類は下記の表のとおりとする。

必要書類等	申請区分		許可申請	変更許可申請	書換交付申請	再交付申請	起業の認可申請	備考
	新規許可申請	更新許可申請						
漁業許可申請書	○	○						
変更許可申請書			○					
書換交付申請書					○			
起業認可申請書						○		
再交付申請書						○		
許可証返納届		△	△	△				許可証返納不能の場合
代表者選定届	△	△						共同経営の場合
現有許可証		○	○	○				
申請手数料	△	△	△					2級船 (K02) の場合のみ、①許可申請 2,900 円②変更許可申請 2,400 円分の県証紙
知事が必要と認める書類	漁業許可申請者リスト	△	△	△	△			申請者が複数の場合 (許可番号順に記載)
	誓約書	○	○	○				
	漁協の推薦書	△	△	△	△		△	漁協から推薦書が得られた場合
	高知県ぶり稚魚採捕対策協議会の推薦書	△	△	△	△		△	高知県ぶり稚魚採捕対策協議会から推薦書が得られた場合
	誓約書	○	○	○			○	
	適格性申立書	○	○				○	
	申請理由書	○						
	船舶使用承諾書	△	△	△				船舶の所有者でない者 (使用者) が申請する場合
	もじゃこ (ぶり稚魚) 蓄養に関する届出書	○	○				○	
	もじゃこ (ぶり稚魚) 採捕に関する連絡、報告体制届出書	○	○				○	
もじゃこ (ぶり稚魚) 出荷契約内容・自家採捕計画届出書	○	○				○		

- 2 許可等の申請の種類については以下のとおりである。
- (1) 新規・更新許可申請（規則第 11 条）
    - ア 新たに知事許可漁業の許可を受けようとする申請の場合
    - イ 現に許可を有しているものが更新する申請の場合
  - (2) 変更許可申請（規則第 16 条）

許可を受けた者が、第 11 条第 1 項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、許可漁業を営もうとする場合
  - (3) 書換交付申請書（規則第 27 条）

許可を受けた者が、許可証の記載事項に変更が生じた場合（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）
  - (4) 再交付申請（規則第 28 条）

許可を受けた者が、許可証を亡失し、又は毀損した場合
  - (5) 起業の認可申請（規則第 11 条）

起業の認可（規則第 14 条第 1 項の規定によるものを除く。）をしようとする場合
- 3 その他の知事が必要と認める書類については以下のとおりである。知事は下記に掲げる書類のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。
- (1) 規則第 9 条第 1 項第 1 号の「適格性を有する者でない場合」かどうか判断する場合
    - ア 誓約書（法人の場合は、代表者及び操業に従事する者）
    - イ 適格性申立書
  - (2) ぶり養殖種苗を円滑に供給できるかどうか判断する場合
    - ア もじゃこ（ぶり稚魚）蓄養に関する届出書
    - イ もじゃこ（ぶり稚魚）採捕に関する連絡、報告体制届出書
    - ウ もじゃこ（ぶり稚魚）出荷契約内容・自家採捕計画届出書
  - (3) 規則第 11 条第 5 項に記載する許可等をすべき許可等をすべき船舶等の数が、公示した許可等をすべき船舶等の数を超えた場合、すみやかにその旨と「もじゃこ漁業の許可等の基準」に示す優先順位を決定するに必要な資料を追加で提出できる期間について公示することとする。

#### 附 則

- 1 この方針は、令和 3 年 2 月 25 日から施行する。
- 2 平成 20 年 4 月 1 日付け「もじゃこ漁業等に関する許可取扱方針」は、本許可取扱方針の施行に伴い廃止する。

#### 附 則

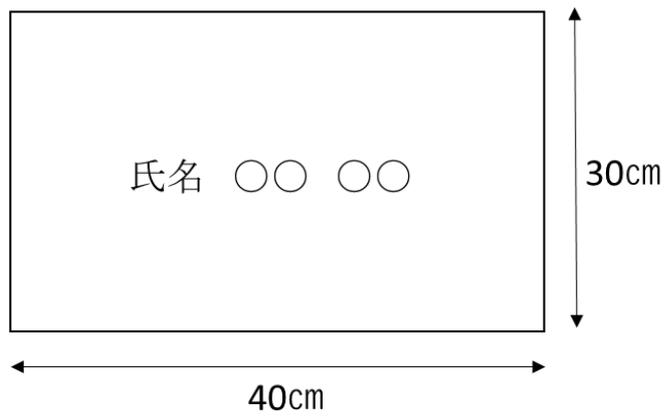
- 1 この方針は、令和 3 年 5 月 17 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この方針は、令和 4 年 2 月 22 日から施行する。

様式 1

(小割標旗)



字：黒色 地：赤色

様式 2

令和 年 月 日

高知県知事

様

住 所

氏 名

### もじゃこ（ぶり稚魚）蓄養に関する届出書

このことについて、下記のとおり届け出ます。

記

#### 1. 蓄養小割設置場所

#### 2. 蓄養小割の規模及び数

小 割 規 模	小 割 数	採捕に従事する者の氏名

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

漁協名 ⑩

### もじゃこ（ぶり稚魚）採捕に関する連絡、報告体制届出書

このことについて、下記のとおり届け出ます。

記

#### 1. 連絡体制

漁 協 許可名義人  
方法 ( )

#### 2. 採捕報告体制

許可名義人 漁 協  
方法 ( )  
時刻 ( )

様式 4

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所  
氏 名

もじゃこ（ぶり稚魚）出荷契約内容・自家採捕計画届出書

このことについて、下記のとおり届け出ます。

記

出荷契約内容及び自家採捕計画

	NO	出 荷 先			尾 数	出荷 時期	約束日時	備 考
		県 名	漁協等名	氏名・TEL				
出 荷 契 約 内 容	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	計		県	件	件	尾		
自家採捕計画	尾							
総計	尾							



もじゃこ（ぶり稚魚）出荷状況報告書

漁協名 \_\_\_\_\_ 記入者氏名 \_\_\_\_\_ 令和 年 月 日

氏名 許可番号	出荷先				出荷日	備考
	県名	漁協名	氏名	出荷尾数(尾)		
計						

(注) 自家養殖用種苗自給の場合：氏名の欄に「自給」と記入し、尾数を記入のこと。